

強い農業づくり総合支援 交付金

食料システム構築支援タイプ

定額
又は
交付率
1/2以内*

*詳細はP 4

交付率
1/2以内*

*詳細はP 4

1 趣旨

需要者とのつながりの核となる事業者*が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする新しい農業の姿の形成を促進するため、食料システム構築計画等に定める拠点事業者等の取組を支援します。

なお、「生産方式革新実施計画」及び「輸出事業計画(フラッグシップ産地に限る)」の認定を受けた計画のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる。

*需要者とのつながりの核となる事業者とは、

安定的な生産・供給に向けて、食料システム構築計画等に基づいて生産安定・効率化機能※₁、供給調整機能※₂、実需者ニーズ対応機能※₃の具備・強化に取り組むものをいいます。

※1…生産拠点・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着等

※2…加工・貯蔵施設や生産量や出荷時期を予測・調整するためのシステムの運営等

※3…実需者が求めるニーズを把握して行う、生産工程管理の実践の促進、加工適性の体制構築、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等

2 事業実施主体（拠点事業者等）

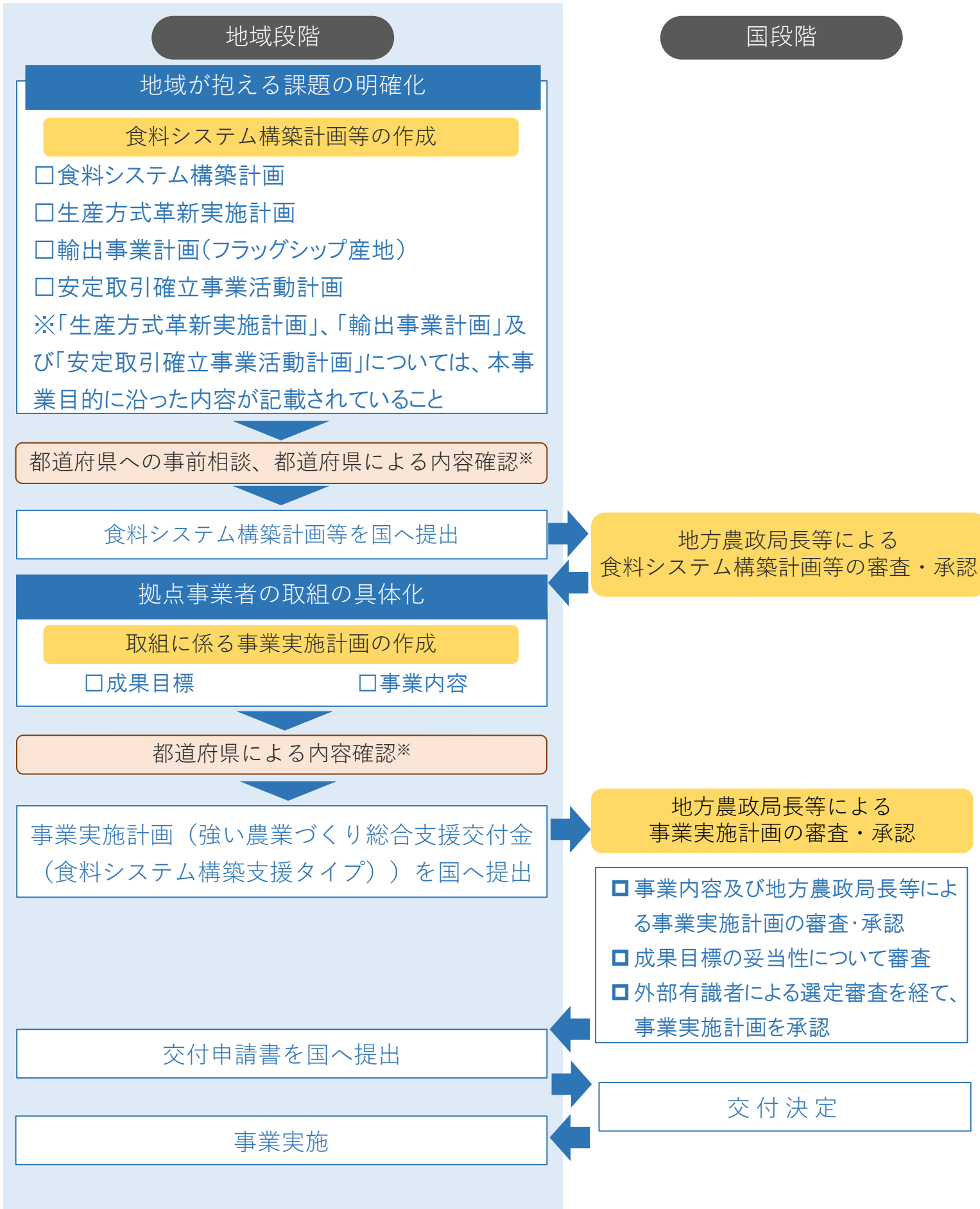
事業実施主体は、拠点事業者等(拠点事業者及び連携者、生産方式革新実施計画の認定農業者等、輸出事業計画の認定輸出事業者)である、農業者、農業者の組織する団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)、民間事業者、コンソーシアム等です。

令和8年4月

農林水産省

3 食料システム構築計画等と事業実施までの流れ

※ : 「都道府県の取組」の場合



4 食料システム構築計画について*

*事業申請にあたっては、食料システム構築計画の承認が必要

趣旨

需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

申請者

計画に参画するいずれかの者が、供給調整機能を有する施設を既に備え、又は原則、食料システム構築計画承認年度内に整備に着手することを予定していることを確実に確認している拠点事業者

主な内容

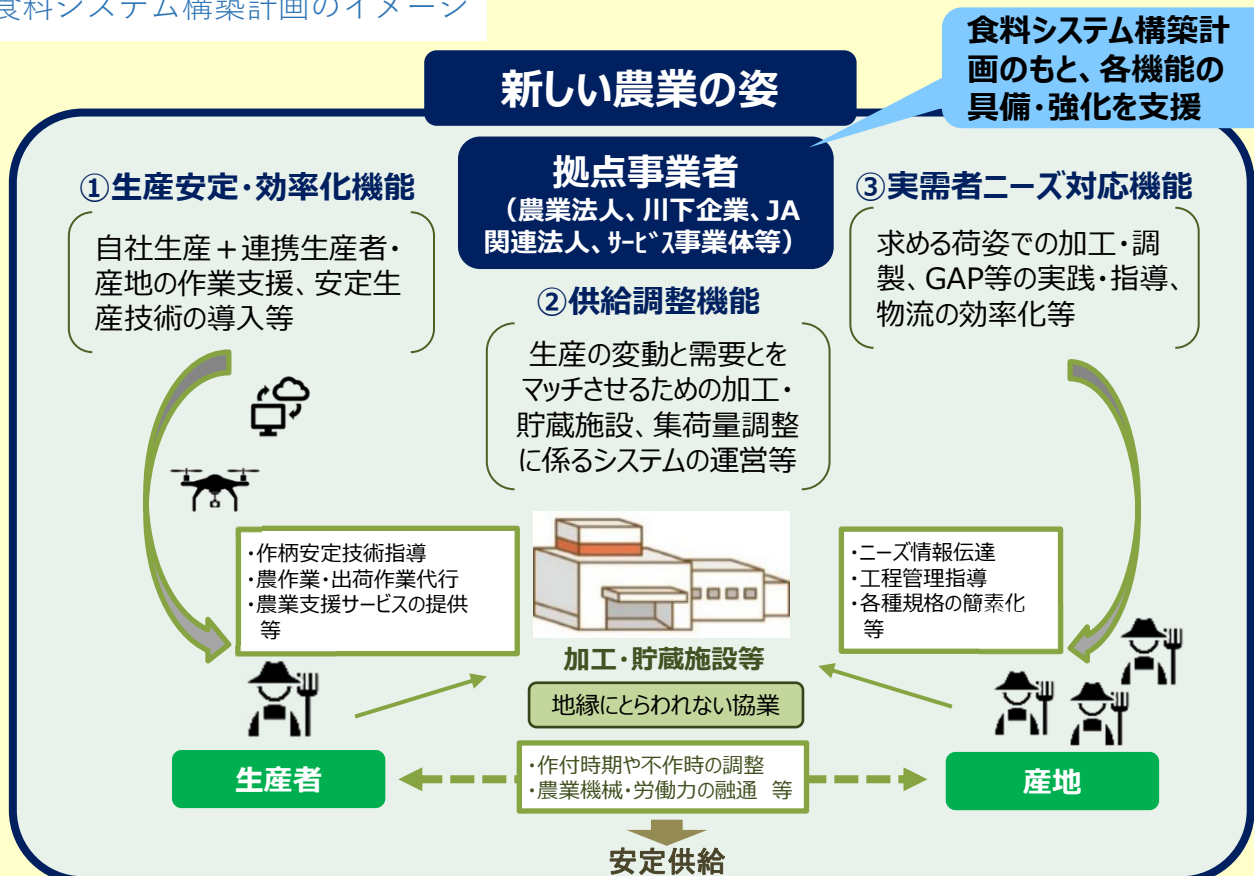
- 構成員
 - 機能毎の現状・課題・取組内容
 - 実績を有する到達目標
 - 産地等の生産活動の安定・効率化に資する効果 等
- ※参画の合意や各内容の根拠データ等を記載・添付

承認基準

以下の項目を可・否で評価

- 対象品目のニーズを的確に把握していること
- 適切な到達目標が掲げられていること
- 生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の全てを具備することが見込まれ、かつ一つ以上の機能について強化する計画を有していること
- 取組が、到達目標の達成に必要な内容であること。また、過剰な取組内容となっていないこと
- 生産者の生産活動の安定・効率化が図られること
- 各構成員が取組内容に密接に関連する業務実績を有していること
- 関係する主たる地方公共団体と指導・助言等に関する連携関係を有していること
- 一個人に受益がとどまるような計画でないこと
- 過去に拠点事業者として実施した食料システム構築計画における到達目標が未達成でないこと

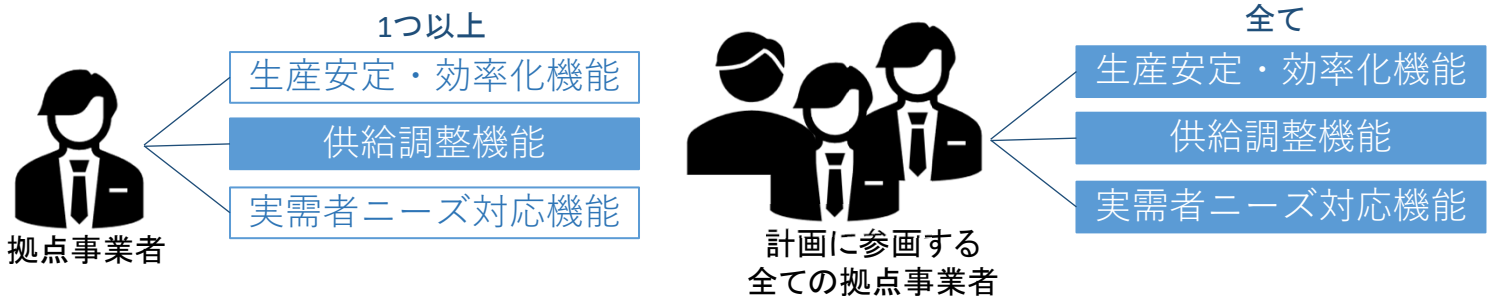
食料システム構築計画のイメージ



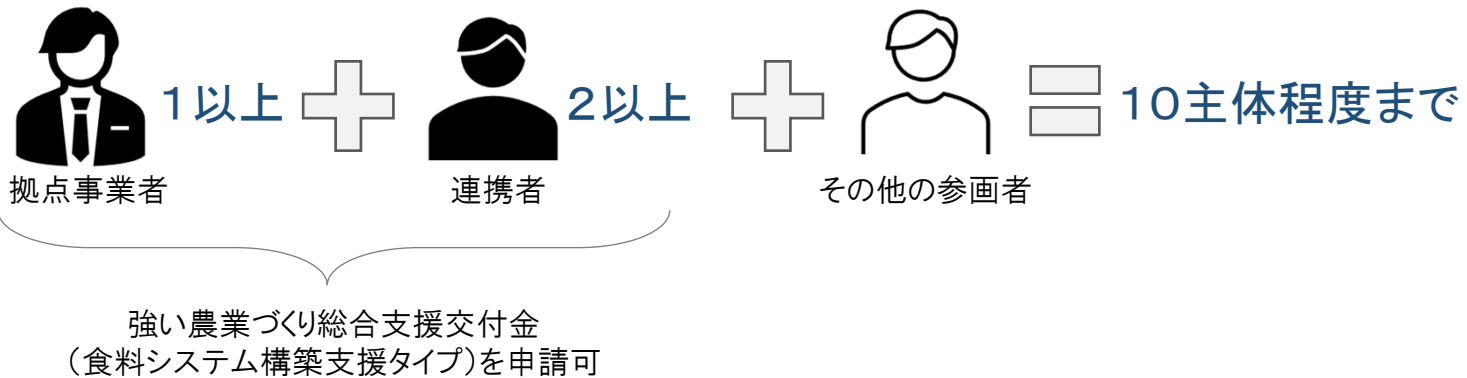
5 食料システム構築計画の策定について

計画の内容及び策定方法

1. 計画に参画する各拠点事業者は、生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能のいずれかの機能の具備・強化に取り組む
2. 計画には、生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の3つの機能について、一つの拠点事業者が単独で担うこと又は複数の拠点事業者で分担することより、全ての機能の具備又は強化に関する取組内容を記載する



3. 拠点事業者及び連携者になり得る者は、都道府県、市町村、公社、農業者、農業者の組織する団体・民間事業者。
4. 計画には、1以上の拠点事業者及び2以上の連携者が参画すること並びに1以上の拠点事業者の取組内容を記載することを必須とし、計画に参画する申請者以外の拠点事業者及び連携者並びに各参画者の取組内容を位置付けることができる。ただし、一つの食料システム構築計画に位置付けられる参画者数は、10主体程度とする。



5. 計画に係る取組期間は3年以内とする。また、到達目標の目標年度は取組が終了する年度の翌々年度。
6. 申請者は、参画者の同意の下で計画を策定。

	n年度	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度
拠点事業者A	整備事業	推進事業			目標年度	評価年度
拠点事業者B		整備事業	整備事業			
連携者A						
連携者B	推進事業	XX事業				

6 事業（食料システム構築支援タイプ）の概要

食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者及び連携者の取組を支援します。

1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです（取組によって異なります）。

- 食料システム構築計画等に位置付けられた拠点事業者又は連携者が事業実施主体であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること）

2 交付率

- 推進事業は定額・1/2以内
（補助金の上限額は1食料システム構築計画等あたり単年度5,000万円以内）
- 整備事業は1/2以内
（補助金の上限額は1食料システム構築計画等あたり単年度20億円以内）

3 取組可能なメニュー

推進事業の対象

- (1) 生産安定・効率化機能の具備・強化（→P5のア参照）
- ① 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立
 - ② 生育予測システム等の導入
 - ③ 種子・種苗等の供給体制の整備
 - ④ 新たな栽培技術等の導入・普及
 - ⑤ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化
 - ⑥ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
- (2) 供給調整機能の具備・強化（→P5のイ参照）
- ① 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
 - ② 集出荷調整機能の高度化
- (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化（→P6のウ参照）
- ① GAP・トレーサビリティ手法の導入
 - ② 新品種等現地適応性試験の実施
 - ③ 導入品種等の加工等適正試験
 - ④ 品質管理、物流の効率化
 - ⑤ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組
 - ⑥ 輸出対応型産地の育成
- (4) 農業機械等の導入及びリース導入
農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等の導入
- (5) 効果増進・検証事業
(1)から(3)の取組効果の増進・検証に必要な取組

整備事業の対象

- 次の施設等の整備
- ① 育苗施設
 - ② 乾燥調製施設
 - ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
 - ④ 農産物処理加工施設
 - ⑤ 集出荷貯蔵施設
 - ⑥ 産地管理施設（分析施設）
 - ⑦ 用土等供給施設
 - ⑧ 農作物被害防止施設
（防霜施設、防風施設等）
 - ⑨ 生産技術高度化施設
（低コスト耐候性ハウス、植物工場等）
 - ⑩ 種子種苗生産関連施設
 - ⑪ 有機物処理・利用施設

ア 生産安定・効率化機能の具備・強化

1. 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調全体制の確立

農作業や出荷作業の代行、農業機械の合理的配置・利用、労働力の融通、収穫時期等の労力が集中する時期の労働力確保に資する調査や就労者の研修・指導等を実施



研修指導



種子・種苗の生産

2. 生育予測システム等の導入

実需者への安定的な供給を行うために必要な、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等を実施



生育データを活用したほ場管理



機械収穫に適した栽培方式の導入

3. 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに応じた品種の種子・育苗の導入を図るために必要な生産管理システムの検討や生産技術講習会等の取組を実施

4. 新たな栽培技術等の導入・普及

機械化体系の導入に際して必要な管理機・収穫機に適合した栽培方式の導入、農地・農作物等のデータの分析等の取組を実施

5. 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

施設の低コスト化など、施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設計の検討等の取組を実施

6. 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

人・農地プランの実質化に伴い、集落内の話し合いで明らかになった課題への対応に必要な取組を実施

イ 供給調整機能の具備・強化

1. 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

実需者に対して、品質を維持したままで安定的に供給するためのコールドチェーン構築に必要な取組や出荷量の平準化を行うために必要な予冷・貯蔵施設の整備、冷凍等の保存性の高い形態への加工等の取組を実施



冷蔵施設を活用した出荷量の平準化



収穫

予冷

選別

輸送

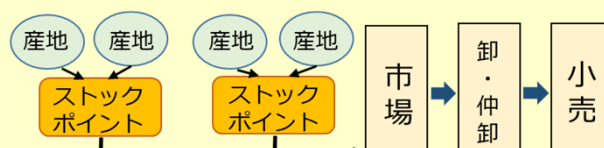
保冷

加工

コールドチェーンの構築（花きの例）

2. 集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な農産物の流通体制を構築するために必要な広域単位でのストックポイントの活用、共同配送システムの実証、複数の産地連携によるリレー出荷等の取組を実施



ストックポイント活用のイメージ

ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

1. GAP・トレーサビリティ手法の導入

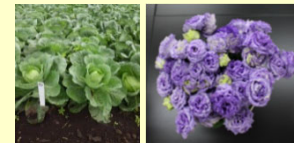
生産から流通までの安全・安心の確保のための、GAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアル作成等を実施



研修会の開催

2. 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める、加工等適性が高い新品種、新技術等の導入実証や栽培試験を実施



品種適性
試験

新技術
の導入

3. 導入品種等の加工適性試験

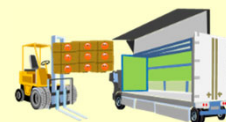
導入品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会や加工適性試験等を実施



加工適性試験

4. 品質管理、物流の効率化

コンテナ輸送等実需者が求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送に必要なシステムや物流の効率化に必要な資材等の導入を実施



効率的な荷姿で配送

5. 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、湿温度管理等の流通システムの実証・導入



高湿度冷房技術
の導入

6. 輸出対応型産地の育成

①輸出先のニーズに対応した品種・技術の選定

輸出先のニーズや残留農薬等の基準を把握した輸出事業者が産地と連携し、品種・技術等の導入検討会を開催

②選定した品種・栽培技術の実証

残留農薬等、輸出先の基準や外観等の品質について、輸出先のニーズをクリアするための品種・技術を産地が栽培実証

③輸送時の品質保持技術の導入・実証

輸出先に求められる品質を維持しつつ長期に亘って安定的な輸出を実現するため、輸送時の品質保持技術の導入・実証



貯蔵性が高い品種や
長期保存技術の選定



輸出先ニーズに合致した
省力樹形の導入実証



鮮度保持機能付き冷蔵庫
を用いた最適輸送実証

6 事業実施計画の審査

1 審査の観点は、推進事業及び整備事業の成果目標に加えて以下のとおりです。

- (1)食料システム構築計画等の内容が、生産事業体としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっているか。
- (2)食料システム構築計画等の内容が、拠点事業者が3つの機能(生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能)を強化するために、ハード・ソフト両面の取組を総合的・効果的に実施するものであるか。
- (3)対象品目が、国産品への需要に対して、より一層安定的な供給が求められている品目であるか。
- (4)事業実施計画が有効性、効率性、実現性等を有しているか。

2 事業の成果目標は、推進事業にあつては複数の成果目標の中から1つを選択、整備事業にあつては複数の成果目標の中から2つまでを選択することとしています。

成果目標に基づくポイント

【(例) 推進事業のポイント (1つの目標につき10点満点)】

成果目標等に関するポイントの内容

・販売額又は所得額の10%以上の増加。

20%以上	10ポイント
18%以上	8ポイント
15%以上	6ポイント
13%以上	4ポイント
10%以上	2ポイント

【(例) 整備事業のポイント (1つの目標につき15点満点)】

※ 実施主体は2つの目標を選択(30点満点)

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント		
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。		
	15%以上	10ポイント	62.0%以上	5ポイント
	12%以上	8ポイント	47.3%以上	4ポイント
	9%以上	6ポイント	32.5%以上	3ポイント
	6%以上	4ポイント	17.8%以上	2ポイント
	3%以上	2ポイント	3.0%以上	1ポイント

成果目標の設定と達成状況の評価

- 成果目標の目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度として設定します。生産方式革新実施計画、輸出事業計画及び食料システム法に基づく計画の終了年度とします。(ただし、5年以内)
- 事業実施主体は、事業実施から目標年度の前年度までの間は、毎年度、事業実施状況を地方農政局長等に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、地方農政局長等に報告します。
- 地方農政局長等は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成
状況の評価



お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、都道府県の担当窓口までご相談ください。都道府県の担当窓口がご不明の場合、また「全国の取組」での公募の情報については、農林水産省Webサイトの下記のページよりご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html



北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官

☎ 011-330-8807

🌐 www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 022-221-6179

関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 048-740-0026

北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 096-211-9111(内線4440)

🌐 地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653

🌐 www.ogb.go.jp/nousui/

